

令和 8 年度第 1 回金沢市総合教育会議

日時：令和 8 年 7 月 23 日（木）15:00～16:30

場所：金沢市役所第二本庁舎 2201 会議室

開会

（安江市長室長） 定刻となりましたので、ただ今から令和 8 年度第 1 回金沢市総合教育会議を開催いたします。事務局を担当いたします総務局市長室長の安江と申します。お願いします。

まず本日の会議でございますが、1 名の傍聴の方がいらっしゃることをご報告いたします。

初めに、本日の配布資料です。お手元のタブレット端末に、本日の会議次第、出席者名簿、座席表、事務局からの説明資料および報告資料を一つのファイルにまとめております。本日の出席者につきましては、2 ページ目の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、次第に従い、村山市長から挨拶を頂きます。お願いします。

1 市長挨拶

（村山市長） お疲れさまです。教育委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中第 1 回の総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。

いきなり状況が変わったかと思われるかもしれませんが、7 月 1 日付で組織改編がございました。これまで都市政策局の企画調整課が窓口となっておりましたけれども、この 7 月 1 日の組織改編によりまして総務局市長室行政経営課が担当となりましたので、ご報告させていただければと思います。

本日の議題は、「今後の水泳授業のあり方検討について」ということであります。今回が初めての協議となります。本市教育の基本方針に位置付けられております金沢市教育振興基本計画の中では、「健やかな体の育成」が施策の基本的方向性の一つとなっております。児童の心身の調和的発達を図るという観点におきまして、水泳授業は体力の向上や水難事故の防止に資するものであり、児童が継続的に取り組めるよう、体制・環境の整備、指導方法の改善など多角的な視点から検討が進められていけるとよいと思っております。

一方で、最近でありますけれども、本日も猛暑であります。気温が高く水温も高いという状況にあって、水泳授業が思うようにできていないというところも課題としてあります。そうした中で、どのようにこの目的を達するかということは大きな論点だろうというふうに思っております。

委員の皆さま方には、それぞれのお立場、ご経験から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 協議事項

今後の水泳授業のあり方検討について

(安江市長室長) それでは、次第 2 の協議事項に移りたいと思います。本日の協議題は、「今後の水泳授業のあり方検討について」です。この協議題は教育委員会の所管ですので、教育長からまず趣旨をご説明いただき、以降の進行につきましては教育委員会事務局長にお願いいたします。それでは教育長、お願いいたします。

(野口教育長) それでは私の方から、協議題について趣旨説明をさせていただきます。今ほど市長からもお話がありましたが、近年は気候変動等の影響による熱中症リスク、また教員の負担軽減、さらには 1960 年代から 1970 年代にかけて全国の小中学校の屋外プールが多く建設されて、それらの施設の老朽化が進んでおります。そうした全国的な課題等を踏まえながら、水泳の授業のあり方を検討する自治体が増えている現状にあります。

県内におきましても、公営の市営プール、市民プール等を活用した水泳授業の実施や、民間プールを活用した水泳授業のモデル事業を始めた自治体も見られております。

本市におきましては今年度、学識経験者や水泳競技関係者等で構成されます検討委員会で、今後の本市における持続可能な水泳授業のあり方について検討を行うこととしており、去る 5 月 29 日に第 1 回目の「水泳授業のあり方検討委員会」を開催させていただきました。

この後、事務局の方から、学習指導要領における水泳授業の位置付け、他の自治体の取り組み、本市の現状等を説明し、「水泳授業のあり方検討委員会」の第 1 回目の会議での協議経過や、6 月から実施しております試行モデル事業の経過状況の報告などがあります。委員の皆さまにおかれましては、これらのことを踏まえ、水泳授業の必要性や今後の水泳授業のあり方の視点についてさまざまにご意見を頂戴したいと思っております。趣旨説明は以上でございます。

(安宅教育委員会事務局長) 教育委員会の事務局長の安宅と申します。私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。それではまず、学校指導課から協議事項の概要を説明いたします。

(作田学校指導課長) 学校指導課長の作田です。よろしくお願いいたします。資料の 4 ページ、「今後の水泳授業のあり方検討について」をご覧ください。

(以下スライド併用)

次のページに行きまして、本日は学習指導要領における水泳授業の位置付け、自治体の先進事例、そして本市の現状、今後の水泳事業のあり方検討についてご説明いたします。

まずは、学習指導要領における水泳授業の位置付けについてです。小学校では初めてプールに入る児童もいることから、小学校低学年では水遊びとして、水に慣れる楽しさを教え、中学年、高学年と進むにつれ、「け伸び」や初歩的な泳ぎから、クロールや平泳ぎで長

く泳ぐ水泳の技能の習得を目指します。

中学校では小学校で培ってきた技能をさらに発展させ、より効率的な泳法と記録向上はもちろん、保健体育科の目標である、生涯にわたって運動に親しむ基礎をつくります。

また、水泳授業は技能の習得だけではなく、水難事故等から命を守るための教育であるという観点から、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方を学ぶ着衣水泳も取り扱うこととなっています。加えて、水泳運動等に係る安全・衛生・健康等に関する心得については、適切な水泳場の確保が困難な場合であっても、学校教育として必須の指導事項とされています。

次に、他の自治体の取り組みを説明いたします。全国の自治体において行われている取り組みについては、大きく三つに分けることができます。

一つ目は、学校プールの共同利用です。茨城県下妻市では、学校プールの共同利用を進めており、老朽化の激しいプールから順次共同利用に移行しています。これにより、11校あったプールを5校に集約することで、30年間で約4.5億円のコスト削減を見込んでいます。

二つ目は、公営プールの活用です。愛知県常滑市では、小学校プールを順次廃止し、市営プールまたは中学校プールへの集約化を図っています。これにより、40年間で約10億円の削減効果を見込んでいます。

三つ目は、民営プールの活用です。佐賀県伊万里市では、民間施設の活用により、水泳専門のインストラクターと連携した指導が行われています。これによりまして、大規模改修をして使用を続ける場合と比較して、コストを抑制することができたことに加え、学校職員による水質管理の負担がなくなりました。

全国の水泳授業の実施状況につきましては、2024年に実施されました笹川スポーツ財団の調査結果によりますと、ほとんどの自治体で、全ての小学校で水泳授業を実施しています。一方で、全ての小学校で実施していないという自治体も一部に見られました。

また、水泳授業を実施している自治体におきましては、民営事業者に授業を委託している自治体が20.4%、公共施設等のプールで授業を行っている自治体が44.1%でありました。一方で、自校プール以外で行っている学校はないと回答した自治体が41.7%でありました。

今後の小学校体育における水泳の実施方法に関する方針につきましては、13.9%の自治体が定めており、52.9%の自治体はいまだ定めていないという状況になっております。

石川県内におきましては、今年度、加賀市において公営プールを活用しているほか、白山市や能美市等では一部の学校が民間事業者へ委託する試行モデルを実施しております。

続きまして、本市の状況について説明いたします。初めに、活動の有無の判断について説明いたします。各学校では暑さが懸念される時期には、活動場所へ行き、暑さ指数を測定して判断しています。ガイドラインでは、活動場所の暑さ指数が31以上であると屋外活動は中止となっています。また、日本水泳連盟の「水泳指導教本」によりますと、プールにつきましては、水温と気温の合計が65℃を超えると水泳には適さないとされております。こうしたものを基に、学校では水泳授業の実施を判断しております。

学校の水泳授業の時間数につきましては、本市が定めるベーシックカリキュラムの標準授業時間数を基に各学校の実情に応じて設定しており、各学年の平均授業実施時数が市の標準を上回っている学年は、令和6年度と令和7年度の小学校5年生、6年生のみという状況です。これは昨年度、県内の熱中症警戒アラートの発令日数が7月に18日あるなど近年平均気温が上昇傾向であることや、落雷等の天候の影響により、水泳授業を計画どおりに実施できないことが主な要因と捉えています。

そしてその影響は、夏休みのプール開放等にも表れています。令和7年度におきましては、開放予定であった5校のうち実際に開放できた学校は3校という結果であります。また、令和元年度においてサマースクールで水泳教室を実施した学校は50校でしたが、令和6年度、7年度は20校台まで減少しています。コロナ禍の影響も考えられますが、暑さの影響で実施できず、子どもたちが自由に水に親しむ機会が減少しています。

次に、本市における学校プールの状況について説明いたします。本市では小・中学校ともに全ての学校に屋外プールを設置しておりますが、設置してからの経過年数につきましては、7割を超える学校が耐用年数の30年を超えています。

このように、気象状況による水泳授業の中止や施設の老朽化などの要因から、本市におきましても計画的で持続可能な水泳授業の実施が課題となっております。このことから、今後の水泳授業のあり方について検討するために、学識経験者、水泳協会、金沢プール共同事業体、保護者、学校関係者の8名からなる「水泳授業のあり方検討委員会」を設置しました。

次に、水泳授業のあり方検討について説明いたします。今年度のスケジュールにつきましては、年間3回の検討委員会を開催するほか、事務局による先進自治体への視察や、民間プール等を活用した試行モデル事業を実施しながら具体的な協議を進め、今後の水泳授業のあり方の骨子を作成したいと考えております。

5月29日に開催しました第1回検討委員会では、水難事故から命を守るために水泳授業は必要であるというご意見が多くございました。一方で、水質管理の負担が大きいことや、熱中症予防対策、気候変動を加味した水泳授業の実施等の判断が課題になってくるといったご意見もありました。

試行モデル事業につきましては、老朽化などが進んでいる長田町小学校と栗崎小学校が実施しております。全学年の児童を対象に 6～9 月の期間で民間プール施設等を活用し、委託したプール事業者の指導者がその学校の教員と共に指導しております。

こちらの写真は、長田町小学校がセントラルフィットネスクラブ金沢で水泳授業を行っている様子です。児童の泳力を基に、グループに分かれて実技を行っています。水中に赤い台を置いて水深を調整したり、棒状の浮き具を浮かせて活動範囲を示したりするなど、安全面に配慮しながら実施しております。

こちらの写真は、栗崎小学校が金沢プールで水泳授業を行っている様子です。栗崎小学校の水泳授業においても、泳力別にグループに分かれて実技を行っています。金沢プールではプール全体の水深を調整することができるため、児童は安心して入水しています。

また、どちらの小学校の水泳授業におきましても、各グループにインストラクターが配置されており、教員と共に実技指導を行っております。さらに、プールサイドには監視員も配置されています。

本日は、水泳授業の必要性や今後の水泳授業のあり方における協議の視点などについてご意見を頂戴したいと考えております。以上で、今後の水泳授業のあり方検討について説明を終わります。

(安宅教育委員会事務局長) ありがとうございました。そうしましたら資料の 22 ページ、PDF では 26 ページに「意見交換の論点」というものを記載させていただいております。今回、本市における水泳授業の必要性、それから今後の水泳授業のあり方における協議の視点について皆さまからご意見を頂ければと思っております。ご意見を頂ける方は挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。説明の質問も含めてで結構でございます。

では、大島委員、お願いします。

(大島教育委員) まず水泳授業の必要性についてというところでお話ししますと、私は保護者の身ですけれども、そういった観点からしても学校における水泳の授業というのは非常に重要なポイントになるのかなと。学年によって、先ほど書いてありましたけれども、低学年だったら水に慣れていくとか、中学校になったらちょっと技術的なこともやるというのは、最近はスイミングスクールなどに子どもを通わせる保護者も増えてはいると思うのですが、それはそれとして、目的がそれぞれあってというところだと思うのですが、義務教育の中で水泳授業というのは非常に重要ではないかなと思っています。

それと同時に、私の時代にはなかったような水難事故に対する課題というのが、これはちょっと待ったなしで、非常に重要なポイントになってくるのかなと思います。今はどこでああいう水難事故が起きてもおかしくない気象状況でありますので、そういったものは小さい頃から水に慣れることと、衣服を着た状態でどう対処するかということが、自分の

命を守る上では非常に重要なポイントになると思いますので、そこを併せ持って義務教育の中で教育していくのも必要なことではないかと思っております。

（安宅教育委員会事務局長） ありがとうございます。他にどうでしょうか。では、山本委員。

（山本教育委員） まず質問なのですが、本市では小中学校のプールというのは全て屋外というふうに理解してよろしいですか。

（作田学校指導課長） はい。

（山本教育委員） 屋内はなしということで。

（作田学校指導課長） はい。

（山本教育委員） 分かりました。まず、水泳授業の必要性に関しては、先ほど大島委員が言われたことと同じ意見であります。もちろん健康増進というのもありますし、何といっても水難事故、ニュースも幾つか今年度ありましたし、例えば気候変動で線状降水帯が発生して大雨になった場合にやはり水難、普通のいわゆる水遊びだけでなくてそういうことも考えられると思いますので、低学年のうちに水の怖さ、水につかるというのはどういう事態なのかということを体でもって知っておく必要はあると思います。

なので、必要性は当然あると思うのですが、もう既に論点整理の中でもあったように、持続可能性というのはなかなか悩ましい問題だと思います。つまり、子どもが減っていく、少子化になっていくわけで、小中学校も何らかの形で統廃合なども考えざるを得ないことも出てきます。今、老朽化が進んでいて、プールの改修や建築の費用というのも恐らくばかにならない費用になると思います。とりわけ、今は屋外のプールが多いので、もし今後改修するとしたら、何らかの形で熱中症予防になるような、屋内までは行かないにしても屋根のあるような所とか、あるいはこれはまた違う観点ですけども、外から見えないような、つまり盗撮のようなことにも配慮することが必要ですし、恐らく造り直す場合にはかなりコストが要ると考えられます。

そして熱中症に関して、それこそ気候変動によってますますこういった傾向が強くなるということは、水泳がなかなかできなくなるということにもなってきます。これは、私も最初この問題を考え始めたときに、水につかるから熱中症にならないのではないかと思ったのですが大間違いですね。まず汗をかいていることや喉の渇きが分かりにくくなることなど、プールで熱中症になるリスクは非常に高いということも知りましたので、これは大きな問題です。

これは子どもだけではなくて教員の方も当然、監視あるいは一緒に泳ぐということもあるのかもしれませんが、負担がかかってきます。併せて教員の負担ということを考えていくと、水泳をやる上で、授業を受ける上で、さまざまなことを配慮しなければいけない。もちろん泳法の教育もそうですけれども、救命ですとかもちろん熱中症予防もありますし、

救助あるいは蘇生などさまざまなことを学ばなければいけない。石川県では、小学校の教員採用試験で水泳が課されなくなりました。なので、今の学生は、体育の免許を取る以外は水泳はやらない、大学で学ばないのですね。ですから、教員採用試験の後、体育の免許を持っていない人は、一から水泳のことを学んでいかなければいけないということも出てきます。ですので、水泳授業というのは、教員にとってもかなり負担、プールの管理もそうですし、清掃などもそうですね。ということもありますので、教員にとっても負担の非常に大きな授業になっていると思います。

ですので、そういったことを踏まえれば、もちろん水泳の授業を全くなくすというのは良くないと思うのですが、何らかの形で今後は、つまり少子化と統廃合を見据えた形での改修作業や、あるいは既に説明の中にありましたように民間施設の利用、あるいは学校間でのプールの共有など、さまざまな形で対策というのでしょうか、プールがなくてもできるような形の工夫、時間数は減ってしまうかもしれませんが、ある程度そこは工夫してやっていった方がよいのではないかと思います。以上です。

(安宅教育委員会事務局長) ありがとうございます。一通り委員の皆さんに少しご意見を頂いてから、また追加でという形にさせていただきたいと思います。長澤委員、ありますか。

(長澤教育委員) ご報告の中で、授業数やサマースクールの日数が減っているということが出ていました。昨今の天候によって実施が脅かされているという実態が統計に出てきているということで、早急に対応が必要だと考えています。

他の委員と同じなのですけれども、水泳の授業は自分たちの命を守るという意味でも大変重要なものですし、体力を増強するという意味でも重要なので、継続して行っていくべきと考えます。

当市でも、外部の業者に委託する試行モデルを実施しているということですので、実施を通じて具体的な問題点を洗い出していく作業が大事だと思っております。実施する中でその視点として私なりに考えられるところを2点申し上げます。

1 点目は、外部委託する先の相手方をどこに設定するかという点です。こども性暴力防止法が今年の12月25日から施行されます。子どもを性暴力から守るという趣旨の下、業務上、子どもと接することが予定されている、学校も当然ですし、スポーツクラブや学習塾といった事業者も対象になりますが、職員を採用する場合には、こども家庭庁に性暴力の犯罪歴があるかどうかをチェックしなければなりません。また、そういう素性を確認することのみならず、日頃から子どもへの性暴力を防ぐための取り組みをなさйтеということが事業者にも課せられることになります。そこで、委託先がこうした対応をきちんとできている業者なのかということをチェックした上で委託契約を結んでいくことが大事になってくると思います。これが1点目です。

もう一点に関しては、今後、委託した相手とどのように運営していくかということですが、今ご説明がありました学習指導要領を、きちんと委託先のインストラクターや業者に対して説明して、共有をして、それに基づいて実施していくことが大事になってくると思います。なぜならば、これはあくまでも学校が実施する授業なわけですから、学校がイニ

シアチブを持たなければならない。全部お任せしてしまうという形になると、それは学校の授業から少し外れていってしまうのではないかとあります。確かに水泳という点ではインストラクターの方がプロなのでしょうけれども、これは学校の授業として行う水泳なのだという視点はきちんと持った上で、協調関係を持っていく必要があると考えます。

そこの関係で、こちらがイニシアチブを持って一緒にやっていくということを考えていくときに、事故が起きたとき、責任の所在がどこにあるかというところは切っても切り離せない関係にあります。外部に委託したところで事故が発生してしまった場合に責任の所在がどこにあるかということですが、委託であろうが請負であろうが、法律関係がどういう表現であろうとも、具体的、実質的な指揮監督関係がある場合には、監督する側は使用者責任を負います。

すると、もしも実際に指導したインストラクターに問題があって、事故が発生してしまったような場合には、委託している教育委員会の方でも、指揮監督関係がある以上は使用者責任を負うことがあります。そういった意味では、外部に委託するとしてもこちらも責任を負っているという認識を持って、事故が起きないように、事前の打ち合わせ、事後の検証はセットでやっていくことになると思います。こうした丁寧な取扱いをしていくことによって、事故の発生を防止し、もし何か不慮の事故があった場合にも身を守ることができるのかなと考えます。以上です。

（安宅教育委員会事務局長） ありがとうございます。では、櫻吉委員、お願いします。

（櫻吉教育委員） まず、水泳授業のあり方についての質問なのですが、着衣水泳や浮く練習というのは、8 時間の授業数の中でどの程度の時間行われているのですか。水難防止というか、そういう活動ですね。

（作田学校指導課長） 金沢市のベーシックカリキュラム上でいいますと、いわゆる着衣水泳というのは1時間程度だと思います。今、モデル事業においては8コマ分という形でやっている中で、どの程度取り扱えるかということも今後実施状況を見ながら確認していきたいと思います。

（櫻吉教育委員） 水難事故の予防のためのトレーニングをしておく避けられるような気はするのですが、実際に、例えば世界で見て、プール授業をやっている地域とやっていない地域がありますよね。プール授業をやっているところの方が水難事故が少ないというデータはあったりするのですか。

（作田学校指導課長） 私たちの方では実際にそういうものは持ち合わせてはいません。

（櫻吉教育委員） ネットでしか調べようがないのですが、例えば中国だと、安全管理とかそういうのもきっと違うと思うのですが、日本の5倍ぐらい水難事故が多いようです。ヨーロッパなどはプールの授業をやっているところが結構あって、そこは割と

水難事故が少ないようなデータが出ているのです。それが正しいかどうかはちょっと分からないのですが、水難事故防止の点ではプールの授業は大切なのかなと思います。

例えば、年8時間の授業数で、今の学習指導要領でクロールや平泳ぎが高学年になってできるようになるのが目標になっていますけれども、実際それで本当にできるようになるのかという気がするのです。今後、プールの授業が本当に減っていくのであれば、水難事故に特化したような授業をやる方がいいのかなと思ったりするのです。習い事で一番多いのはプールだと思うのですが、結局泳げる子と泳げない子が二分化していますよね、きっと小学校も中学校も。そうすると、本当に命を守ることを考えるのだったら、そういうトレーニングに特化するのも今後の授業の在り方の一つだと思います。

また、浮く練習についてですが、私は成人してから、骨格が固まってからかなりトレーニングしたのですが、練習すればそれなりに泳げるようにはなるのですが、一番難しいのがやはり浮くということなのです。ところが子どもたちは、すぐ浮くことができるのですよね。だから、なるべく低い年齢のときに浮く経験をしておくと、大人になっても浮くことができるのではないかなと思います。私が小学校のときには浮く授業は全くありませんでした。だからそういうのを小さいときにやるのは意味があるのではないかなと思います。

水泳授業の必要性についてですが、僕は必要だという立場なのですが、2点あって、1点目は、私は肢体不自由の障害児を見ているのですが、そういう子たちは、プールは本当に重力から解放されて自由に動ける時間なのです。走ったりするのが遅い子でも、水泳だけ上手という子もいたりしますよね。だから、その子その子の達成感というか、成功体験を経験できるという子たちもいる。そういう子たちが輝ける場所という面では、水泳授業は必要だと思います。

もう一点は、小中学校の授業は生涯スポーツの入り口だと思うのです。小中学校で一度も水泳をしたことのない人が、大人になってプールに行き泳ごうと思うかなと思うのです。一時期水泳をしていなくても、ある程度の年齢になって、ちょっとプールに行き泳いでみようかなとか、本当にけがが少ないスポーツなので、高齢になってもずっと続けられるスポーツなのではないかなと思うのです。そういう入り口としては、水泳の授業というのは大切なのではないかなと思うので、回数は少なくとも良いのでぜひ続けてほしいなと思います。

(安宅教育委員会事務局長) ありがとうございます。委員の皆さんからさまざまなご意見を頂きました。モデル事業でやっているときのトピックといいますか、こんな良かった点があるとか、課題があるということがもしあれば学校指導課より説明していただきたいと思います。

(作田学校指導課長) 先日17日に、栗崎小学校が金沢プールで5年生の授業をしているのを見に行ったのですが、2クラスが四つのグループに分かれていました。それぞれにインストラクターが付いて、恐らく習熟度別といいますか、泳力別のグループで。あるグループは、インストラクターの方と輪になって手をつないで、「3秒潜るよ」と言いながら、顔をつける練習を5年生であってもしていましたし、あるグループは泳ぐ練習を、壁から

「け伸び」をしてスタートをするようなところを練習していました。私の教員としての経験と比較すると、運動としてかなり密度の濃い時間を過ごせているのではないかという印象を持ちまして、子どもたちも楽しい表情でやっていました。ただ、やはり顔をつけるのが苦手な子もいますので、そうしたときに細かなグループでやるとそれができる。これが1人で教えていて、一斉に指導している中だと、そうした「潜るよ」というところまで丁寧に果たしてできるかどうかというところは、大変行き届いているなということは感じました。

(安宅教育委員会事務局長) 課題はありますか。

(作田学校指導課長) 今後、教職員、保護者、児童からアンケートを取って、詳細に分析してみないと分かりませんが、現時点で一番の課題は移動時間かなと感じています。プールの授業をするために移動が必要であり、それに合わせた時間割を組んでいくところに難しさがあるのかなと感じています。

(安宅教育委員会事務局長) 実際にモデル事業をやっていますけれども、一つは徒歩で、スポーツジムといいますか、スイミングスクールに行っているところと、バスを使って行っているところという形で、二つモデル校として実施しています。この暑さなので、徒歩で行くことでまた熱中症になるリスクがあるということもあって、どうしても今のモデル事業というのはこの季節にやっているの、熱中症予防というのは出てきますが、例えば秋や春など、季節の良い時期に行くということがあれば、またそこもどうなるのかなというところは今後の話し合いの中にあると思っています。

他はどうですか。何かあれば。

(山本教育委員) では質問なのですが、先ほどの櫻吉委員の発言から、ちょっとお聞きしたいことがあって。現状ですけれども、小中学校のプールのバリアフリー化はどういうふうになっていますでしょうか。私の経験では、子どもの頃のプールというのは、そんなものは全く関係なく造られていたような気がするのですが、今すぐというわけではないですけれども。

(作田学校指導課長) きちんとした確認のデータということではないですけれども、プールにつきましては、一般的なものでいうと深さを出すために高くなっていますので、階段を上がってプールサイドに行く形のプールが多いのかなと思いますので、そこには段差があります。ですので、バリアフリーというのをどこまで言うかということにはよりますけれども。さらに言いますと、屋外にありますので、そこに行き着くまでにまた段差が数段あるというところが多いのではないかと思います。

(山本教育委員) 分かりました。

(安宅教育委員会事務局長) 他、どうでしょうか。では、村山市長の方から何かご意見

があれば。

(村山市長) さまざまな意見を頂きましてありがとうございました。まだまだ議論が始まったばかりということで、今日は最初の方のご意見をお聞きして、別途進めている検討会議、あるいはモデル事業の方でその内容を確認していくことになると思います。

モデルでお願いしているプールについては両方とも屋内ですので、全天候型、それは暑くても寒くても使えると思うと、特に今、夏の時期に偏っている水泳授業、この時期でなくてもできるということにもなると思いますので、一つのメリットはありますが、先ほどございましたとおり、全ての学校が同じように行おうとすると移動手段の確保等々で課題が出てくるので、必要時間数への影響も出てくる可能性があるかと思います。櫻吉委員の方から、命を守るための授業という観点で考えた場合という視点もあったかかと思っておりますので、それにプラスして、どの程度というところも一つ考えになるのかなと思います。

教育の内容のところに踏み込んでいきますので、これ以上の市長からの発言ができない部分も多いと思いますので、あくまで感想というところではありますが、これからはまた試行を続けていく中で考えていければと思います。

(安宅教育委員会事務局長) ありがとうございます。そうしたら、野口教育長からまとめをお願いします。

(野口教育長) まず、自分元々学校教育に身を置いた人間ですので、そうした経験を踏まえ話をさせていただこうと思います。水に関係する危険が身に迫ったときに、それを回避する力というのは、小さいときの経験値がすごく大きな意味を持ってくるのではないかと考えています。自分の命を守るという意味では、小学校、中学校での水泳の授業というのはとても大事です。経験値があればあるほど、冷静に自分が置かれている危険を判断することができるのではないかと考えています。

例えば、川に行って危ないなと感じたときに、その川では自分の背が立つかというところが判断基準になるだろうし、流れにより流されていきますから、その時の水の力というのが、自分が果たして危機を回避できる流れの強さなのかどうかということも関係してくるだろうと思います。背が立たないけれども、自分はどれだけ泳げるのかというところも大きな要因になってくるのかなと考えています。だから小さいときの泳ぐということについての経験値がとても大事なのだろうと思います。授業で水泳についてはぜひこれは取り上げていってしかるべきではないのかなと感じています。

先ほど着衣水泳の話が出ました。学校で着衣水泳すらできているのかということが非常に心配なのです。自分が学校にいたときは着衣水泳というのは、原則6月のプール開きがスタートしてから、水泳授業は小学校の基準だと大体9月の真ん中ぐらいまでで、最後の最後に着衣水泳を行ったり、それからペットボトルを持ってぶかっと浮く練習などしながら、このようなことも大事なのだよねということ子どもたちに伝えていたと思っています。

しかし今はこれだけ暑いと、9月に入ってから水泳の授業をやっている学校はどれだけあるのかということが非常に心配で、そういう点では着衣水泳の授業も、9月が無理なら

7 月中にやればいいのではないかと思います。しかし、それすらもこの暑さの中で果たして可能になっているのかと思うと、着衣水泳も厳しくなっているのだらうなと思います。子どもたちにさまざまな水に対する経験をさせてあげることがこの先必要になってくると思います。それを踏まえた上での今後の水泳のあり方を考えていく必要があるのだらうと思います。思いながら、先ほどからご意見等を聞いておりました。

これからのあり方検討の主体ということもあると思うのですが、まず民間のプールや金沢プールなどを使うとするとすれば、果たして金沢市内の小中学校全部がそれを使うことは可能なかというところの試算がとても大事なのかなと考えます。それができるのであれば、やっていけばいいと思います。それが不可能であるとすれば、先ほどの下妻市のようなやり方もあるのでしょうか、幸いなことと言うとおかしいですけども、本市で最近できた学校では屋上にプールがありますよね。非常に素晴らしい施設ですから、使っていけばいいのではないかと思います。そのときに、プールに全体を覆うようなものを取り付けができれば、使うことは可能だらうと思います。

自分は理科を研究してきた人間なので、かつて、理科の実験で、ひさしがあるときとないときの実験を行ったことがあります。そのときにあるときとないときでは大体2〜3℃違います。ですので、そのことが実現できれば屋上プールでの指導も可能かなと思います。もう一つの先生方の負担というか、大変になってくるのがプール管理です。自分が勤務した学校では、学年ごとに1年生は月曜日、2年生は火曜日というふうに、担任の先生がみんなで曜日ごとにプールの管理をしていました。そのときまづは、朝水温を測って、プールの隅と真ん中で塩素の濃度はどのくらいあるかを測って、足りなかったらそれに準じた塩素を投げ込んだり、水質検査の試薬でPHを測定したりして、プールが使用可能かなど行っていました。それも1回ではありません。天気にもよるのですが、朝だけではなくて、お昼もやって、夕方またやります。そしてそれを次の日の先生方に引き継いでいくということをやっていました。

その他、暑い日には当然水が熱くなりますから、水道水を流して、いわゆるオーバーフローさせて、プールの温度を下げるということもやるのですが、朝、水を出すのですが、閉め忘れて水道水が無駄に流れてしまったということがありましたけれども、バルブを閉めるという仕事も先生方にはあります。それが負担になるので、それを民間委託ということで先生方の負担を減らすこともできるかなど、いろいろ考える視点があるのではないかと思います。

あと、学校からの移動時間というのがありました。自分が小学生のときには学校にプールがありませんでした。富樫小学校でした。富樫小学校から、もうなくなりましたが富樫の市営プールまで歩いて行きました。朝1時間かけて歩いて行って、2時間授業して、1時間かけて帰ってきて、給食を食べていました。そんなことを夏の間ずっとやっていましたけれども、当時と今では気温も違うので、当時だからできたのだらうと思います。

歩く、それからバスを使うというやり方でいいと思うのですが、先生方が一番気になるのはいわゆる授業時間です。授業時数をどう確保するかということなのですが、移動時間を水泳の授業にカウントしてしまうと、体育の授業時数が異常に増えてしまいます。だから、移動時間を別枠でカウントすることによって、持続可能な水泳授業を学習指導要領の範囲の中でできるのではないかと思います。そうした移動のあり方もこれから大きな考え

る視点になるのではないかと思います。

検討は今始まったばかりなので、知恵を絞りながら、持続可能な本市の水泳授業のあり方を、行うという前提で考えていけばいいのではないかと考えています。

(安宅教育委員会事務局長) ありがとうございます。本日頂きましたご意見をまたあり方検討会の中でも議論させていただいて、良いものになるようにしていきたいと思っております。

本日の協議事項につきましては以上となりますが、最後に学校職員課より1点、報告事項がございますので、よろしくお願いいたします。

3 報告事項

金沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(中田学校職員課長) 学校職員課の中田です。資料PDFの27ページをご覧ください。本年3月、教育委員会において「金沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しましたのでご報告いたします。まず、実施計画の内容を説明する前に、策定に至る経緯を説明します。

国は、優れた人材を教員として確保するために大きく3点、「働き方改革の一層の推進」「組織的な学校運営及び指導の促進」「教員の処遇の改善」を図るため、令和7年6月に給特法等を一部改正しました。

旧特法の他にも、学校教育法などの法令も一部改正されております。先ほどお伝えしました「働き方改革の一層の推進」として、教育委員会が「教員業務管理・健康確保措置実施計画」を策定し公表することが義務付けられましたので、本日ご報告させていただきます。

それでは、実施計画について説明いたします。実施計画につきましては、七つの内容構成となっています。青色になっている四つの内容については、この後、概要を説明させていただきます。

計画の趣旨ですが、業務量を適切に管理し、健康と福祉を確保する施策を計画的に実行・公表することで、教育職員が優れた人材として活躍できる環境を整備し、教育の質を向上させることを目指すものとしております。

本市の現状ですが、表とグラフをご覧ください。記録を開始した平成29年度と直近2カ年の小中学校における時間外在校等時間を掲載しております。青い棒グラフが1カ月の時間外、オレンジ色の折れ線グラフが80時間超えの割合となっております。平成29年度と比較しますと、1カ月の時間外は大きく減少していますが、近年はその減少傾向が鈍化している状況であります。また、月80時間超えの教育職員が令和5年度に大きく減少しまし

たが、現在も一定数いる状況が続いております。

目標ですが、時間外在校等時間に関する目標については二つあります。一つは1カ月の時間外の平均時間を30時間以内にすること、もう一つは1カ月80時間を超える教育職員をゼロにすることを目標としました。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については三つあります。年次有給休暇の平均取得日数を15日以上状況を維持することなど3点にしました。

計画の期間ですが、令和8年4月から令和12年3月までの4年間としました。

実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてです。この表は、学校と教師の業務を国が3分類したもので、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に分類されており、19項目の業務が示されています。それでは、3分類にある取り組みについてそれぞれ説明いたします。

一つ目は、「学校以外が担うべき業務」の取り組みです。5項目ある業務のうち3項目の取り組みを掲載しました。放課後から夜間などにおける校外の見回り等として、放課後の校外の見守りは原則行わないこととしました。また、補導員と小中学校の教員がこれまで校外巡視という形で補導活動を行っていましたが、今年度から教員の割り当てを完全に廃止しました。

二つ目は、「教師以外が積極的に参画すべき業務」の取り組みです。8項目ある業務のうち3項目の取り組みを掲載しました。校舎の開錠・施錠については教頭業務となっていました。校舎管理員の協力を得ることや、中学校については原則、保安点検員が校舎施錠の最終確認者となる体制にしました。

三つ目は、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の取り組みです。6項目ある業務のうち3項目の取り組みを掲載しました。支援が必要な児童生徒・家庭への対応として、特別支援教育支援員を学校の状況等に応じて配置するとともに、校外教育支援センター支援員を全小中学校に配置するなど、人的支援を活用しながら引き続き業務の軽減を図っていきます。以上が学校と教師の業務の3分類を踏まえた取り組みとなります。

教育職員の健康および福祉の確保に関する取り組みです。これは、健康および福祉を確保するための取り組みとなります。年次有給休暇の確実な取得や、メンタルヘルス不調を起こさないための体制づくり、健康・福祉のための取り組みを掲載しております。

今年度より、学校では実施計画の内容を学校運営の基本方針に取り入れ、新たに実施計画の内容を踏まえた取り組みを行っているところでございます。教職員にとって働きやすさと働きがいを感じられる職場環境の実現がより一層求められていることから、今後も学校と教育委員会が協力し、一つ一つ着実に改善に向けた取り組みを進めていきたいと考え

おります。

なお、取り組みの実施状況をはじめ、取り組みの成果・課題・改善点等につきましては、来年度の総合教育会議においてご報告させていただきます。説明は以上となります。

(安宅教育委員会事務局長) 教育委員会の協議、報告については以上でございます。

閉会

(安江市長室長) ありがとうございました。本日は大変貴重なご意見、ご指摘を頂きました。ありがとうございました。それでは、これをもちまして令和8年度第1回金沢市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。